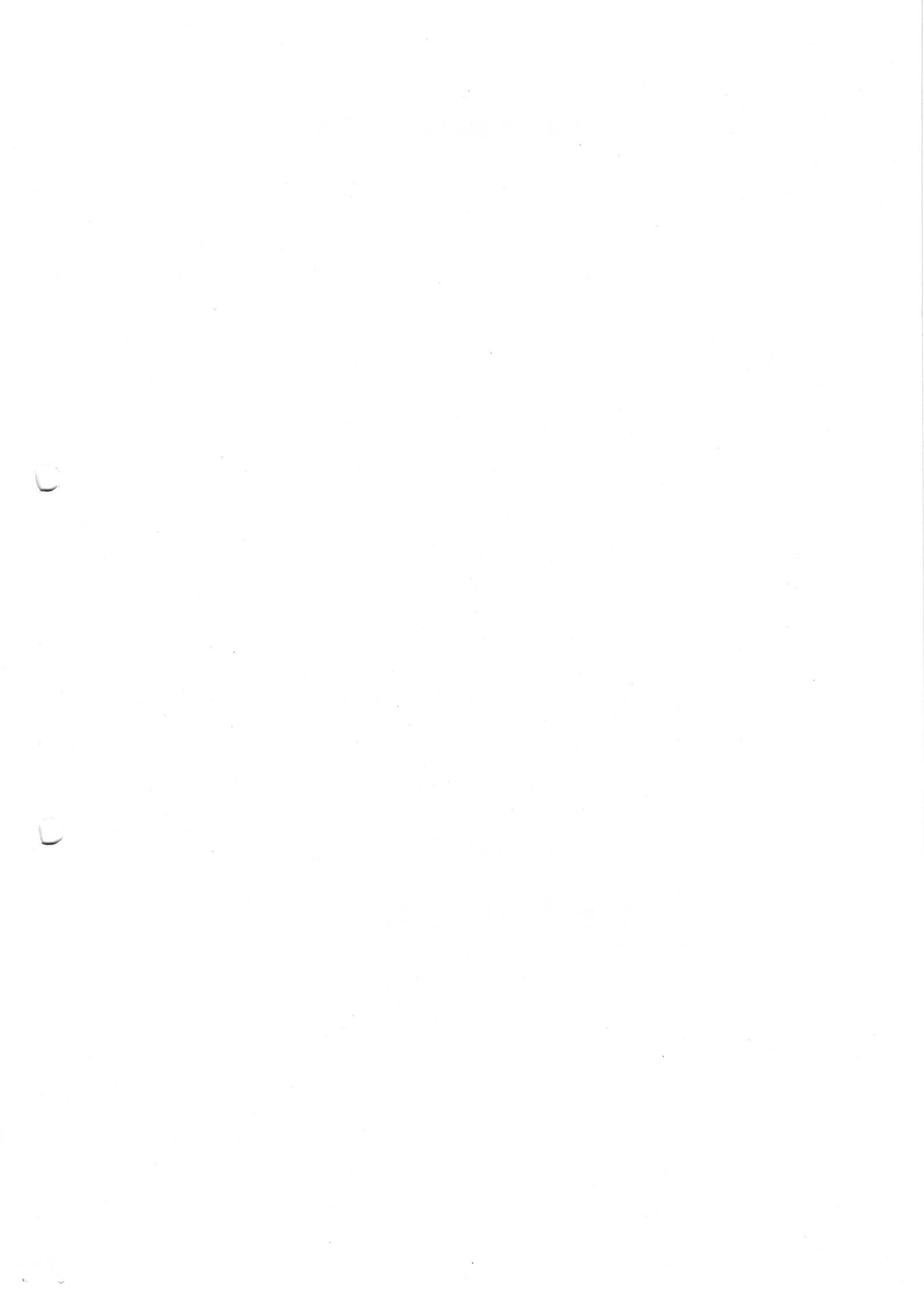


原子力損害賠償支援機構

第21回運営委員会

平成25年1月15日

原子力損害賠償支援機構



午後4時00分 開会

○川端委員長 本日は、お忙しいところ、また足元の悪いところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより第21回「原子力損害賠償支援機構運営委員会」を開催します。

本日は、[REDACTED]は所用により御欠席されております。

本日の運営委員会の議題は、お手元の議事次第のとおりです。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

東京電力からの追加の資金援助申請に伴う特別事業計画の変更については、運営委員会の決議事項となっております。本日は、特別事業計画の変更（案）が事務局及び東京電力により作成されておりますので、[REDACTED]より御説明をお願いいたします。

[REDACTED] それでは、説明をさせていただきます。

お手元の資料は、事業計画に関しまして3つございます。

資料3-1「総合特別事業計画（案）」。

資料3-2「総合特別事業計画（案）」の表紙の日付のところ「2013年1月15日改定」と赤字になっている部分がございます。これが資料3-2でございます。

資料3-3「特別事業計画の変更の認定申請について」というA4横長の資料がございます。

本日は、資料3-2の赤字の修正が入っているものと、資料3-3「特別事業計画の変更の認定申請について」の両方を使いまして御説明申し上げます。

まず、資料3-3の1ページ目「1. 今回の計画変更範囲」でございます。

総合特別事業計画につきましては、項目が「1. 計画策定に当たって」から「7. 機構の財務状況」までございますけれども、今回の計画変更部分は、濃い黒字に該当する部分につきまして修正をさせていただきます。その修正部分は赤字になってございます。

修正の中身につきましては、昨年末に東電から出されております資金援助申請の文章がございましたけれども、その部分を計画の中に修正という形で盛り込む形で計画を変更してさせていただきます。

変更部分につきまして、御説明申し上げます。資料3-2の4ページでございます。

「（1）信頼の回復に向けて」でございますけれども、本文については変更してございませんが、脚注の部分を赤字で修正してございます。これは昨年、御説明申し上げましたが、今回の計画の変更の考え方としまして、賠償に万全を期すため、緊急特別事業計画に該当する項目

のみを変更する、すなわち賠償の部分についてのみ変更するとしまして、その他の内容は今回変更せずと申し上げました。そのことを赤字で脚注になお書き以降に書いてございます。

なお書きの3行目でございますように「その他の特別事業計画の内容については、需給や収支の見通し、経営環境の変化等を踏まえて精査した上で、所要の変更について検討するものとする」としておるところでございます。

本文の16ページ「(3) 政府における制度改革との関係」でございます。

「ii) 廃炉費用・賠償費用」のところでございますけれども、この黒字の部分は現行の計画の原文のとおりでございますが、新たに※として「なお」以下を追加してございます。これは12月にも御説明しましたが、11月7日に発表されました「再生への経営方針」がございまして、経営方針にあります該当部分の文章を17ページにそのまま記載しているものでございます。

本文の28ページ「◎状況の変化を踏まえた前提等の見直し」でございます。

赤字部分は修正箇所でございますけれども、このページの真ん中あたりから上の段落の「しかしながら」のところでございますが、中間指針第二次追補に係る具体的な賠償基準を策定するに当たって反映させるべき考え方として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」が示されまして、東電がこれを踏まえまして賠償基準を策定したことなどを踏まえて、本計画の賠償見積額を見直す必要が生じているということでございまして、具体的には「i) 『避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方』等に伴うもの」「ii) 自主的避難等に係る損害」でございます。

具体的には、資料3-4の2ページをごらんいただきたいと思います。

ここの真ん中の左のほうに「要賠償額の見直し」ということで、これも改めての説明でございますけれども、昨年5月9日の認定で2兆5,462億円のものが、今回の申請では3兆2,430億円となっているところで、そこの状況変化等を踏まえた前提等の見直しということで、「(一) 『避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方』等に伴うもの」ということで、3点ほど記載されております。

「ii) 自主的避難等に係る損害」につきましても、変更点として、そこに記載があるような変更がございました。

こういったことも踏まえまして、今回、要賠償額を見直す必要が生じたということでございます。

本文30ページ、これは現在のお支払い状況ということでございます。

こちらは本文のみでございますが「①これまでのお支払いの状況」というところでございますけれども、2011年に東電が仮払補償金をお支払いした方が約16万6,000人ございますが、これが昨年12月末には約15万人ということで、請求率が約9割ということで、9割の方々が本賠償のほうに移行されているということでございます。

具体的なお支払いの状況につきましては、表にございますように「支払額」の合計でございますが、11月30日現在で約1兆3,500億円、「合意額」につきましては1兆4,800億円余になってございます。

30ページの後半以降につきましては「賠償基準の策定」ということで、昨年の5月に計画が認定された後、新たに策定された賠償基準について記載されております。

まず「ア）不動産・屋内財物等」につきましては、いわゆる財物の基準でございます。これは昨年7月24日に基準を策定、対外公表しております。

「イ）観光風評」につきましては、2012年8月に千葉市の6市5町、宮城県丸森町、10月に東北5県ということで、地域が追加されておるところでございます。

「ウ）自主的避難等」につきましては、そこに書いてございますように、賠償対象を福島県南地域及び宮城県丸森町の妊婦・子供に対しということで追加しているところと、昨年1月～8月までの8カ月間につきまして、自主的避難の対象期間を追加しているところを記載してございます。

31ページのエ）は、いわゆる包括請求方式を導入したということをご記載してございます。

「②『5つのお約束』の徹底・深化～被害者の方々と向き合う賠償へ～」でございます。これにつきましては、資料3-3をごらんいただきたいと思います。

これまで約15万人の被害者の方々に賠償金をお支払いしてございまして、先ほど申し上げましたように、支払総額が約1兆4,756億円ということになってございます。

また「被害者の方々と向き合う賠償」を実現するため、賠償の組織体制を抜本的に見直しする。

「5つのお約束」につきましても、対応のさらなる強化を図っていくということでございますが、特に組織体制の見直しの目的としまして、3点挙げてございます。

1点目は、現場での個別対応力の強化ということで、現場に「事実認定」「基準運用」の権限を移譲すること等。

2点目は、被害者の方々の個別の御事情を十分に斟酌した賠償対応ということで、基準運用の柔軟化等を図るということ。

3点目は、本賠償とADRの対応組織のさらなる連携強化ということで、福島原子力補償相談室とADR担当グループの統合等を行うということがございます。昨年も御説明申し上げましたが、その図にあるような組織変更が今年の1月1日から行われているところでございまして、例えば先ほど申し上げましたADRにつきましては、右側の見直し後の組織の中に「補償推進ユニット」がございまして、この中にADRの担当グループを移しまして、全体として賠償に係るさまざまな業務の連携の強化が図られるようにしているということでございます。

こういった記述が、今、申し上げました本文の31～34ページまで記載されているところでございます。

本文の36ページ「賠償に対する取組の強化」でございまして。

これにつきましては、資料3-3の4をお開き願います。

具体的には4に書いてございますように、ここからのページは5つのお約束に関しまして、これまでの取り組みと対応のさらなる強化、強化策について記述しているところでございます。

具体的な内容としましては、資料3-3を見ていただきたいと思います。

「i) 迅速な賠償のお支払い」につきましては、強化としましては、2012年1月以降の自主的避難の期間が1月～8月まで追加されておりますが、受付後3週間以内にお支払いをすること。賠償実施に関する権限を現地拠点等に大幅に委譲し、対応を迅速化することなどが書いてございます。

「ii) きめ細やかな賠償のお支払い」以下につきましても、同様にこれまでとられている取り組みの状況、さらに強化の方策について書いてあるところでございます。特に「きめ細やかな賠償のお支払い」のところでございますが、強化のところに書いてございますように、証憑類の入手・提出の負担軽減や基準運用の柔軟化等によりまして、被害者の方々の個別事情を十分な斟酌するという。さらに時効に関する被害者の方々の不安の解消を図るということをしてございます。これにつきましては、先週、報道等でもございましたけれども、具体的には本文の39ページ、40ページをお開き願いたいと思います。

「対応の更なる強化」の「イ) 御請求をいただいていない被害者の方々への丁寧な情報発信」というところでございます。

一番下の段落のところでございますけれども、括弧書きで書いてございますが「困難な事情

を抱えており、事故発生から3年絶った時点までに請求ができず、支払いを受けられないかもしれない。東電に請求した場合、東電が消滅時効の成立を主張してしまい、損害賠償が受けられなくなるのではないかと御不安を抱えておられる方々もいるということで、実際に福島県の現地では、被害者の方々からこういった不安や危惧が表明されているところがございます。県知事のほうからも、時効の対応につきまして、東電に対しまして要請がなされているところがございます。

こういった点も踏まえまして、実は政府内部でも文科省から東電に対しまして、できるだけ被害者の方々の危惧を最小限にするように対応をとってほしいという要請を受けております。

こういったことを踏まえまして、40ページにございますように、今回の賠償に関します時効に関連しまして、東電としての考え方を整理し、計画の中で表明しているということがございます。

ポイントは2点ございまして、1点目は、いわゆる債務の承認の話でございまして、40ページの4行目のところがございますけれども、東京電力は現在、請求書またはダイレクトメールの送付をしておりますが、これをいわゆる時効の中断、債務の承認として解釈するというものでございます。これによりまして債務を承認された時点から再び新たな時効期間（3年間）が経過することになりますので、結果としまして、例えば来年の3月11日になりましても、東電が消滅時効を主張できる状態とはならないだろうということがございます。

2点目としまして、賠償の消滅時効の起算点でございます。現在、賠償の状況を申し上げますと、財物の賠償につきましては、まだ請求の受付の開始ができておりません。一部は開始されておるのですが、大半のものはまだこれからの状況でございます。こういった状況も踏まえまして、例えばこの状況は地元の方々が本当に賠償してもらえるのかと不安になられる方が多数いるということがございますので、そこに書いてございますように、東電による損害賠償請求の受付開始の時点が消滅時効の起算点と解するというものでございます。

これらによりまして、できる限り被害者の皆様に御不安、御懸念を払拭していただきたいという趣旨でございます。

以下、5つのお約束に関しましては、昨年申し上げましたように、個別の取組状況、強化の方策につきまして、赤字で書いてあるような対応を行うところがございます。

本文の48ページ以降は、昨年の東電からの申請にはない部分、いわゆる機構による対応の部分でございます。

3点ほどございます。

1点目は「専門家チームによる巡回相談の実施等」でございます。

御承知のように、個別相談あるいは説明会を機構として御実施しておるわけでございますけれども、昨今、特に借り上げ住宅の皆様からも説明会、相談会の要望が多数寄せられているということで、49ページをお開き願いたいと思います。

「対応の更なる強化」として、今までやっているものを含めて、特に3点を挙げてございます。

1点目は、福島県内の仮設住宅への巡回相談。相談需要の変化に的確に対応していくということ。

2点目は、福島県内の借り上げ住宅等にお住まいの方々に対する対面相談を行っていくということ。

3点目は、福島県外に避難されているの方々に対する対面相談ということでございまして、各県連の弁護士への委託とともに、実際に避難されているの方々に対しましていろいろな支援団体がございますので、こういった方々との連携等を図りまして、対面相談を実施していこうというものでございます。

「ii）賠償実施状況のモニタリング」につきましても、50ページのほうで「対応の更なる強化」がございしますが、引き続き賠償実施状況のモニタリングを行っていくということのほかにも、先ほど東電で賠償体制の抜本的見直しを行うと御説明申し上げましたが、その実施状況を聴取するとともに、見直しの方向性・方策等についても協議していくという形でのモニタリングを行います。

「iii）被害者の方々の声の伝達」につきましては、今までどおり訪問相談チームや福島事務所等におけます支援の取り組みを通じまして、被害者の方々の御要望等を把握し、東電及び政府自治体と速やかに協議を行うというものでございます。

以下、52ページ以降は、現行の計画に変更なしということでございまして、111ページまでは変更がございません。最後の112ページをお開き願います。

112ページにつきましては、要賠償額の見積額の見直しに伴いまして、所要の修正をしているものでございます。

以上が今回の事業計画の変更の内容でございます。

資料3-4につきましては、本日の議決をいただきました後にプレス発表する資料として作

成しているものですので、御参考までに添付させていただきました。

私の説明は以上でございます。

○川端委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関連して、委員の皆様からの御質問はございますか。特にございませんか。

(「ありません」と声あり)

○川端委員長 それでは、ここで御報告ですが、本日御欠席の [REDACTED] からは、事前に委員長に一任する旨の御同意をいただいております。

もしよろしければ、これにて特別事業計画の変更について議決いたしますが、御異議等はありませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○川端委員長 ありがとうございます。

それでは、本日中に事務的に主務大臣に申請することといたしますので、よろしくお願いたします。

本日の議事は、以上になります。

今回の運営委員会の議事録については、事務局にて作成し、後日、委員の皆様にご確認していただいた上で確定いたします。議事録の扱いは非公表です。

また、本日は特別事業計画の変更を議決しましたので、申請後に申請した旨をプレスリリースいたしますが、計画自体については、主務大臣の認定を受けるまで非公表扱いとなります。

なお、本日は、プレスブリーフィング等を行わず、プレス対応については、必要があれば私と事務局にて統一的に対応いたします。

次回の運営委員会の日程については、追って事務局より連絡いたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

午後4時26分閉会

